

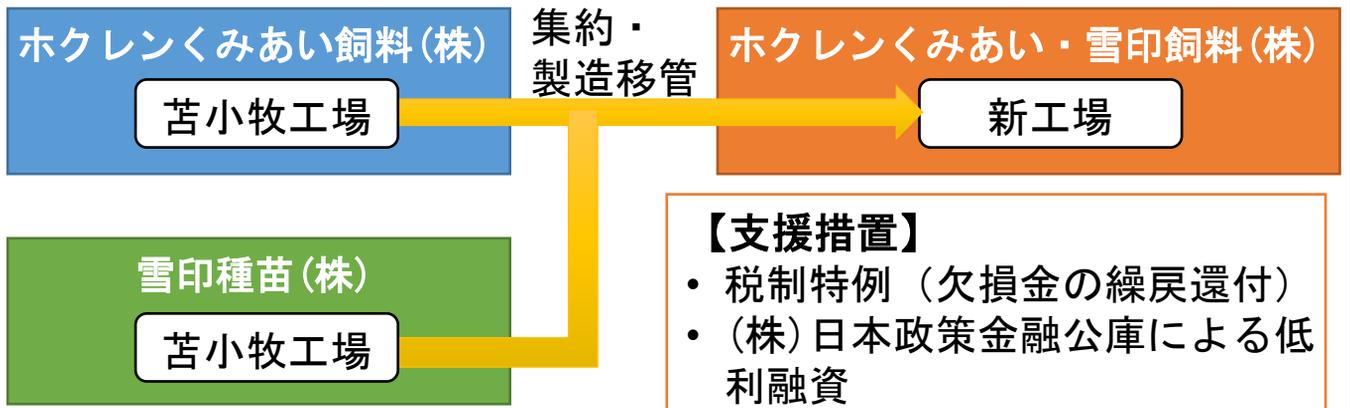
# ホクレンくみあい飼料株式会社、雪印種苗株式会社及び ホクレンくみあい・雪印飼料株式会社の「事業再編計画変更」の概要

ホクレンくみあい飼料(株)と雪印種苗(株)は、老朽化した両社の苫小牧工場の更新にあたり合弁会社(ホクレンくみあい・雪印飼料(株))を設立し、工場の集約による生産効率の向上を図ることを内容とする事業再編計画の認定を受けていた。(認定:令和元年7月5日付)

今般、製品の安定供給及び効率的な物流体制の構築を図るための物流拠点として、廃棄予定であった雪印種苗(株)苫小牧工場の一部施設(製品倉庫等)を存続させる計画変更を行った。

## 変更後の事業再編の概要

    が変更部分



### 【支援措置】

- ・ 税制特例(欠損金の繰戻還付)
- ・ (株)日本政策金融公庫による低利融資

### 【事業構造の変更】

- ・ 保有する施設・設備の相当程度の撤去・廃棄
- ・ 資産の譲渡・譲受け

### 【事業方式の変更】

ホクレンくみあい飼料(株)及び雪印種苗(株)の各苫小牧工場における配合飼料の製造をホクレンくみあい・雪印飼料(株)に移管。両社の苫小牧工場は廃止。雪印種苗(株)苫小牧工場の一部施設(製品倉庫等)は物流拠点として活用。

## 事業再編計画の主な内容

### 【良質かつ低廉な農業資材の供給】

変更なし(牛用配合飼料製造工場の集約により、生産効率を向上(製造経費/売上高比率を2.2~3.2%低減)させ、低コストで配合飼料を供給することで、顧客畜産農家の経営コスト低減に寄与)

【生産性の向上】変更なし(有形固定資産回転率について、ホクレンくみあい飼料(株)は1.9倍、雪印種苗(株)は1.1倍に向上)

【計画の実施時期】変更なし(令和元年7月~令和6年3月)

【労務に関する事項】変更なし(事業再編に伴う従業員の解雇はない)

様式第八（第7条関係）

変更後の認定事業再編計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日  
令和3年11月11日
2. 変更後の認定事業再編事業者名  
変更なし
3. 変更後の認定事業再編計画の目標
  - (1) 事業再編に係る事業の目標  
変更なし
  - (2) 良質かつ低廉な農業資材の供給に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標
    - ① 良質かつ低廉な農業資材の供給に関する数値目標  
変更なし
    - ② 生産性の向上を示す数値目標  
変更なし
    - ③ 財務内容の健全性の向上を示す数値目標  
変更なし
4. 変更後の認定事業再編計画に係る事業再編の内容
  - (1) 事業再編に係る事業の内容
    - ① 対象事業  
変更なし
    - ② 事業再編の内容  
ア 事業構造の変更（法第2条第5項第1号）  
【変更前】
      - ・ホクレンくみあい飼料(株) 苫小牧工場及び雪印種苗(株) 苫小牧工場の施設の撤去及び設備の廃棄
      - ・ホクレンくみあい飼料(株) からホクレンくみあい・雪印飼料(株) への鶏豚用工場等資産の譲渡

ホクレンくみあい・雪印飼料(株) の新工場について、牛用工場は、ホクレンくみあい飼料(株) 苫小牧工場の牛用工場の解体・建て直しにより建設し、鶏豚用工場は、ホクレンくみあい飼料(株) より苫小牧工場の既存施設を譲り受ける。雪印種苗(株) 苫小牧工場は、新工場への製造移管後に廃止する。

  
      - 【変更後】
      - ・ホクレンくみあい飼料(株) 苫小牧工場及び雪印種苗(株) 苫小牧工場の施設（製品保管倉庫及び事務所棟を除く。）の撤去及び設備の廃棄
      - ・ホクレンくみあい飼料(株) からホクレンくみあい・雪印飼料(株) への鶏豚用工場等資産の譲渡

ホクレンくみあい・雪印飼料(株) の新工場について、牛用工場は、ホクレンくみあい飼料(株) 苫小牧工場の牛用工場の解体・建て直しにより建設し、鶏豚用工場は、ホ

クレンくみあい飼料（株）より苫小牧工場の既存施設を譲り受ける。雪印種苗（株）苫小牧工場は、新工場への製造移管後に廃止する。なお、雪印種苗（株）苫小牧工場の製品保管倉庫及び事務所棟は物流拠点として存続させる。

イ 事業方式の変更（法第2条第5項第2号）  
変更なし

③ 良質かつ低廉な農業資材の供給の取組内容  
変更なし

(2) 事業再編を行う場所の住所  
変更なし

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項  
該当なし

(4) 事業再編を実施するための措置の内容  
別表のとおり

5. 変更後の事業再編の開始時期及び終了時期  
変更なし

6. 変更後の事業再編に伴う労務に関する事項  
変更なし

7. 変更後の事業再編に係る競争に関する事項  
該当なし

別表  
事業再編の措置の内容

【変更前】

措置事項		実施する措置の内容 及びその実施する時期	期待する 支援措置
規則第1条第1項の要件			
三	資産の譲渡又は譲 受け	<p>ホクレンくみあい・雪印飼料（株）は、ホクレンくみあい飼料(株)より、苫小牧工場の鶏豚用工場及び原料サイロ等を譲り受ける</p> <p>譲り受ける資産の内容</p> <p>(1) ホクレンくみあい飼料（株） 苫小牧工場の原料サイロ等 帳簿価額：1,117 百万円 譲受期日：令和3年11月</p> <p>(2) ホクレンくみあい飼料（株） 苫小牧工場の鶏豚用工場の建物及び設備 帳簿価額：613 百万円 譲受期日：令和4年9月</p>	<p>法第25条 日本政策金融公庫 の長期・低利資金 の融資</p>
十一	保有する施設の 相当程度の撤去 又は設備の相 当程度の廃棄	<p>【ホクレンくみあい飼料(株)】</p> <p>(1) 撤去する施設 苫小牧工場（北海道苫小牧市）の配合飼料工場建屋等 ・帳簿価額：181 百万円 ・撤去期日：令和元年7月以降 ・撤去比率：7.1%</p> <p>(2) 撤去する設備 苫小牧工場（北海道苫小牧市）の配合飼料工場製造機械装置等 ・帳簿価額：152 百万円 ・撤去期日：令和元年7月以降 ・撤去比率：12.7%</p> <p>【雪印種苗(株)】</p> <p>(1) 撤去する施設 苫小牧工場（北海道苫小牧市）の配合飼料工場建屋等 ・帳簿価額：235 百万円 ・撤去期日：令和4年6月以降 ・撤去比率：6.8%</p> <p>(2) 撤去する設備 苫小牧工場（北海道苫小牧市）の配合飼料工場製造機械装置等 ・帳簿価額：250 百万円 ・撤去期日：令和4年6月以降 ・撤去比率：13.0%</p>	<p>租税特別措置法 第66条の13 （設備廃棄等に対 する欠損金の繰戻 還付の特例）</p>

法第2条第5項第2号の要件		
農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化	ホクレンくみあい飼料(株) 苫小牧工場及び雪印種苗(株) 苫小牧工場における配合飼料の製造を、合弁会社(ホクレンくみあい・雪印飼料(株))の新工場へ移管し、両社の取扱数量をまとめることで生産効率を向上し、低コストで高品質な製品の供給体制を整備する。	法第25条 日本政策金融公庫の長期・低利資金の融資

【変更後】

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
規則第1条第1項の要件		
三 資産の譲渡又は譲受け	ホクレンくみあい・雪印飼料(株)は、ホクレンくみあい飼料(株)より、苫小牧工場の鶏豚用工場及び原料サイロ等を譲り受ける 譲り受ける資産の内容 (1) ホクレンくみあい飼料(株) 苫小牧工場の原料サイロ等 帳簿価額：1,117百万円 譲受期日：令和3年11月 (2) ホクレンくみあい飼料(株) 苫小牧工場の鶏豚用工場の建物及び設備 帳簿価額：613百万円 譲受期日：令和4年9月	法第25条 日本政策金融公庫の長期・低利資金の融資
十一 保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄	【ホクレンくみあい飼料(株)】 (1) 撤去する施設 苫小牧工場(北海道苫小牧市)の配合飼料工場建屋等 ・帳簿価額：181百万円 ・撤去期日：令和元年7月以降 ・撤去比率：7.1% (2) 撤去する設備 苫小牧工場(北海道苫小牧市)の配合飼料工場製造機械装置等 ・帳簿価額：152百万円 ・撤去期日：令和元年7月以降 ・撤去比率：12.7%  【雪印種苗(株)】 (1) 撤去する施設 苫小牧工場(北海道苫小牧市)の配合飼料工場建屋等 ・帳簿価額：124百万円 ・撤去期日：令和4年6月以降 ・撤去比率：3.6%	租税特別措置法第66条の13 (設備廃棄等に対する欠損金の繰戻還付の特例)

		<p>(2) 撤去する設備          苫小牧工場（北海道苫小牧市）の配合飼料工場製造機械装置等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帳簿価額：250 百万円</li> <li>・撤去期日：令和4年6月以降</li> <li>・撤去比率：13.0%</li> </ul>	
法第2条第5項第2号の要件			
	<p>農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化</p>	<p>ホクレンくみあい飼料(株) 苫小牧工場及び雪印種苗(株) 苫小牧工場における配合飼料の製造を、合弁会社（ホクレンくみあい・雪印飼料（株））の新工場へ移管し、両社の取扱数量をまとめることで生産効率を向上し、低コストで高品質な製品の供給体制を整備する。</p>	<p>法第25条          日本政策金融公庫の長期・低利資金の融資</p>